

# 『原発事故14年 奪われた人生をとりもどすために』

千葉県原発訴訟原告団・弁護団・原告と家族を支援する会

## 2025年4月5日 浪江町小丸地区の原告が避難前に手入れしてきた『しだれ桜』



現在も帰還困難区域に指定されている浪江町の、ふるさとの多目的集会所に設置された『モニタリングポスト』の脇に、原告が植樹し丹精込めて育ててきた『しだれ桜』が花を咲かせました。

原告は最高裁判所で裁判官に、「原発事故によって、先祖代々の家も屋敷も田畠も山林も汚染され、私が人生かけて築き上げてきたものを八十歳にして全て失ってしまいました」と、意見陳述しました。表土を剥ぎ取って除染すれば元に戻したと言えるわけではありません。剥ぎ取られた表土こそが、何十年汗を流して原告が一鋤々々耕してきた豊かな土なのですから。

## 2025年4月5日 浪江町小丸地区の現在毎時 $4.2 \mu\text{Gy}$ の放射線量



このモニタリングポストの写真、千葉訴訟原告が浪江町のふるさとに通行許可を申請して『一時立入り』した時に撮影したものです。

最高裁の意見陳述で「十一年の歳月が経っても除染されず、現在でも空間線量が毎時五マイクロシーベルト以上あります。福島県内でも原発立地地域の次ぐ汚染地帯となってしまいました」と述べた地点です。現在もまだ高い線量であることがわかります。千葉市周辺の空間線量は約毎時  $0.04 \mu\text{Sv}$  ですから、約 100 倍ということになります。

## 2022年11月26日 浪江町帰還困難区域の多目的集会所地表線量



浪江町の帰還困難区域のふるさとは 11 年経過しても、地表は毎時  $11.95 \mu\text{Sv}$  の放射線量がありました。「原発事故は避難指示区域で 16 万 5000 人、更に区域外からも自主的に避難された方を含めると 34 万 4000 人の避難者をつくりだしました」と原告は陳述しています。

浪江町のホームページによれば、震災時 21,542 人の町民のうち 2025 年 5 月 31 日現在町内に居住しているのは 1,467 人にすぎません。今も福島県内に 12,986 人、福島県外に 5,865 人が居住しているのです。

## 2021年6月30日 『この先帰還困難区域のため通行止め』



「縁豊かな静かな故郷に帰りたい気持ちで一杯です。しかし、原発事故に伴う放射性物質による汚染によって財産全てを失いました」と語る原告が原発事故に遭ったのが 80 歳の時でした。

まさに原発事故によって人生そのものが奪われてしまいました。「国は、東京電力に設置許可を与え原子力発電所を建設したのだから、理屈なしにこの原発事故は国の責任と考えます」、こう語る原告の言葉を最高裁判所の裁判官は何を感じたのでしょうか？

## 2022年4月15日 千葉訴訟第1陣 最高裁判所入廷行進



最高裁判所は、群馬訴訟、千葉訴訟(第1陣)、生業訴訟(第一陣)、愛媛訴訟の上告を受けて統一判断を示すこととしました。

千葉訴訟(第1陣)、生業訴訟(第一陣)、愛媛訴訟では高等裁判所は国の賠償責任を認めました。群馬訴訟だけが国の賠償責任を認めない判決を出していました。高裁段階では3対1で、国の賠償責任を認める判決が出されました。最高裁判所に入る原告は、最高裁が明確に国の責任を認める統一判断を出すはずであると期待して入廷しました。

## 2022年6月17日 最高裁判所判決(群馬・千葉1陣・生業・愛媛訴訟)



最高裁判所第2小法廷は、菅野博之、三浦 守、草野耕一、岡村和美の4人の裁判官によって判決が出されました。最高裁判所は、焦点である原発事故の国の賠償責任について三浦裁判官の反対意見がありましたが、多数意見によって国の賠償責任を認めない判決を出しました。

## 2023年12月22日 千葉訴訟第2陣 東京高等裁判所控訴判決



2022年6月17日の千葉訴訟第一陣の最高裁判決にならい、第2陣訴訟も原発事故の国の賠償責任を認めませんでした。福島第一原発事故の賠償訴訟は、原告 14,465 人によって全国40か所で提訴されています。最高裁判決以後は、国の賠償責任を認めないという判決が続いてしまっています。

## 2023年12月23日 東京新聞記事 東京高裁判決



千葉第二陣訴訟の原告菅野貴浩さんは、避難指示区域外の福島市から野田市に避難しました。避難指示区域外の避難者は、「自主避難」とされ賠償はごくわずかにとどまっています。

「期待もしなかった。あきれた」という菅野さんの声は東京高裁の裁判官の耳にはたして届いたのでしょうか？

## 2024年6月17日 最高裁判所包囲ヒューマンチェーン共同行動



最高裁判所は、社会科の教科書には『憲法の番人』と書かれていて日本国憲法に保障された国民の基本的人権を守るべき役割をもつべきところです。

しかしながら国会、内閣、裁判所の『三権分立』が厳格に機能していない状況になっています。裁判官は憲法に、『この憲法及び法律にのみ拘束される』(日本国憲法 76条3項)と書かれており、司法は政府から独立されるはずです。2022年6月17日の最高裁判決には様々な問題が指摘されていますが、一度出された最高裁判決は判例となり、その後の裁判に大きな影響を与えています。

千葉県原発訴訟の原告と家族を支援する会では、全国連絡会などとともに市民の声を直接最高裁判所に届けるために署名活動とともに、最高裁包囲行動に参加しています。原発事故によって人生を奪われた人びとが、事故後の大変な避難生活で声をあげる決意をされて裁判をたたかっています。原告の方は皆さんどこにでもいるふつうの市民です。わたし達はみんなの問題として原発事故を受けとめ、福島の方々とともにこれからも生きていきます。